

# フランスの教育改革と高校生運動

## —教育改革の主体としての高校生—

### 目 次

- I 1990年秋以前の高校生の教育に関する運動の若干の動向 …99
  - (一) États généraux lycéensとFIDLの発足 …99
  - (二) FIDLと高校改革要求 89年1月—90年1月の若干の特徴的事項 …100
- II 高校生運動の経過 1990年10月—11月 …101
- III 高校生の要求、政府の対応、交渉、施策 …104
  - (一) 高校生代表との交渉以前 …104
  - (二) 高校生連絡会と文部大臣との交渉(11月15日—16日) …105
  - (三) 交渉に基づく施策の確認・実施等 …108
- おわりに …109
- 註 …109

**北 川 邦 一**

(大手前女子短期大学)

フランス教育学会紀要第4号・1992年

ISSN 0916-311

# フランス教育学会紀要

第4号

BULLETIN DE L'ASSOCIATION  
JAPONAISE DE RECHERCHE  
SUR L'EDUCATION EN FRANCE

フランス教育学会

1992年

# フランスの教育改革と高校生運動

— 教育改革の主体としての高校生 —

北川 邦一  
(大手前女子短期大学)

本稿はフランスにおける1990年秋の高校生運動<sup>(1)</sup>を次の観点から概括する。

第一は、日仏両国における教育の現状とその改革のあり方・進め方の比較である。両国とも中等教育を含む全面的な教育改革が進行中である。主題に限った側面からにせよフランスの例を識ることは、日本の教育改革を対象化し客観的に考察することに寄与すると思われる。

第二は、特に、国連「子ども(児童)の権利に関する条約」にもある「権利行使の主体としての子ども」が教育に関してどのように関わり得るか、形成され得るかという観点である。日本においてもこの条約の批准を契機として子どもを権利行使の主体として認め育成してゆくことが課題となってゆくと考えられるが、学校における子どもの権利に関して、「校則」や学校慣行・教育判例、高校生の意識・行動力の現状や、政府・学校・社会一般の彼らに対する期待や彼らの位置づけもそれに反する傾向が大きく、課題の達成には幾多の問題がある。高校生が自ら要求を掲げて運動をし国家・社会もそれを容認したフランスの例からは教育における権利行使の主体としての子ども・高校生の形成について多くの示唆を得ることが期待される。

第三は、教育権論の観点である。「教育権」を「教育する権利」あるいは「教育内容・方法の決定権」であり、専ら教師等、教育する者に属する権利として狭く捉える傾向に対して、筆者は、教育権問題の根本には広く「教育に関して人はかく行動すべしという一定の基準すなわち教育規範」の問題が存すると考え、「教育権」を広く「個人、集団・組織体等の諸主体の教育に関する権利、権限、権能」と定義すべきであるとしてきた<sup>(2)</sup>。この立場からすれば、教育を受ける立場にある高校生が教育の在り方の改善・改革に関して行動したフランスの事例は、生徒等、教育を受ける者の教育権を論ずることの意義を示すものである。

## 1 1990年秋以前の高校生の教育に関する運動の若干の動向

### (一) États généraux lycéensとFIDLの発足

1987年3月21、22日、パリの化学高校 lycée de la chimieで高校生総合会議 Les États généraux lycéensの結成集会が行なわれた。前年11月-12月の大学に関するドヴァケ法案 le projet Devaquetに反対する運動に参加した高校生の「動員の勢いを元に落としてしまわないため」であった。高校生たちは、この集会の前には高校毎に会議を開き、「要求ノート」 cahiers d'exigences を作成した。各地域の高校生総合会議 états généraux régionauxで作成した決定や提案をもって数百の高校生が集まった。会議のテーマは「明日の高校をつくりだそう、今日のために行動しよう」であった。<sup>(3)</sup>

88年5月21、22日、高校生総合会議は、88新学年度の共同の緊急予算要求のため、パリで会合し、ジョスバン文相に働きかけた。又、同月28日には、FEN(Fédération de l'éducation nationale 全国教育連合)傘下の5つの教員組合が教育の民主化・教員の待遇改善に関して組織し、高校生、父母にも呼びかけた全国会議に参加すること、更に同年11月26・27日にパリで

高校生総合会議を開くことを計画した。(AG880525)

ところが、前記87年3月の集会の開催準備者である JC (Jeunesse Communiste 共産主義青年同盟)ないしその同調者と、"SOS-Racisme"(「人種差別救援会」)の活動員との間に対立があり、SOS-Racismeの活動員は、総合会議の代表に抗議し、高校生の全国団体設立会議の開催を呼びかけてその集会の最初の夜、会場を去った。同87年5月16・17日、SOS-Racismeに近い青年たちの準備のもとに高校生の全国団体 FIDL (la Fédération indépendante et démocratique lycéenne 独立民主高校生同盟)の結成集会がソルボンヌで行なわれた(AG870515)<sup>(4)</sup>。

87年11月17日、FIDLはバリでクラス生徒数過剰に抗議してデモを行なった。(DF881034900)

上記の経緯によれば、上述の時期から90年秋にかけての「高校生総合会議」及び特にそのサークル cercleでその刊行する雑誌 "Lycéen d'Avant-garde" が毎週水曜日、22万部配布されていると言われる<sup>(5)</sup> JCの教育改革への動向・高校生への影響力も軽視できない。しかし以下では、入手資料の関係及び88年5月ミッテラン大統領再選後の社会党政権・ジョスバン文相がその育成を特別に重視したと見られることにより、FIDLの90年秋に至る動向の若干を示す。

## (二) FIDLと高校改革要求—89年1月-90年1月の若干の特徴的事項—

(1) 89年1月FIDL第2回大会 1989年1月17日、FIDLは高校生組織の資格で教育基本法に関する文部大臣との円卓会議 table rondeに招かれた。同月28日(土曜)の午後、ジョスバン文相はクレティユCréteilで開かれたFIDLの第2回大会の開会に参加し、100人ほどの代表と対話をした。FIDLは、FEN、SNES(Syndicat national des enseignements de second degré)、CNAL(Comité national d'action laïque)、FCPE(Fédération des conseils de parents d'élèves des écoles publiques)、UNEF-ID(Union Nationale des Étudiants de France indépendante et démocratique)などの教員、父母、学生組織の支持を受け、この大会で文相の交渉相手として認められた。生徒代表は、高校の中で意見を表明することが困難だ、なぜ公教育のため300億フランの公債empruntができないのか等と述べた。これに対して文部大臣は、次のように述べた。学校内規に高校生の義務が定められているならば権利も定められてよいはずだ、教育基本法案に高校生の権利に関する事項を入れることに賛成だ、教育財政の改革は漸進的にしかできないだろう、関心事を表明するためには他のパートナーと同じ資格で大臣室に直接来てほしい、高校生が中等教育教員のデモなどに参加するのは高校生が自分で決めることだが高校生によってしか提起できない課題があるはずだ、等と。(AG890128、クレティユ)

(2) 89年9-10月 89年9月8日、新学期に当たって FIDL会長Olivier Cessotは、記者に以下のように述べた。生徒数の過剰、建物不足、教員不足等、最悪の事態は避けられたが充分と言うにはほど遠い。「5人に1つの机、3人にひとつの椅子(しかない)、幸い自分の万年筆はもっている」。2年で130億フランの予算臨時増は支出が認められたが300億フランが必要であり、当面、高校で5000の定員増がされたが8000が必要である。補正予算の形で緊急計画を要求し、高校設備更新の計画法を引き続き要求する。「とられた措置は応急手当である。学級40人では学習を続けられない。今から93年まで35人学級という政府の目標は欺瞞的だ。35人でもまだ過剰だ。25人を望むべきである」。基本法に高校生代表評議会ができたのは第一歩だがまだ不十分だ。我々は表現、集会、掲示など様々な権利を、しかも生徒代議員だけでなく全ての者に認められる権利を求めている。生徒代表評議会が校長の支配の下におかれるのは不満だ、「校長達が全ての役割を演ずるのか」。学期に一度しか開かれないのも疑問だ、と。

FIDLは89年1月の大会で15ヶ条の高校生生の権利の憲章を採択し、同年10月末予定の生徒代議員の選挙でそれを使おうとしていた。この憲章は、表現の権利だけでなく適正な条件の下で学習する権利などFIDLが要求する権利を確認したものであった。(以上AG890908、P<sup>6</sup>リ)

同年10月7日、FIDLは集会、掲示、結社の自由等について学校毎の状況交流・問題解決を求めてパリ、イル・ド・フランス及び11の地方からの生徒100人ほどによる「学校における民主主義のための集会」を組織した(AG891015)。又、FIDLは、同年10月末の生徒代議員選挙のキャンペーンとして結社、集会、表現の権利を要求する文相宛の請願petition署名に取り組んだ。この請願書には「生徒に声がなければ学校に未来はない。学校の民主主義は、全ての生徒が表現の基本的な権利を獲得することを通じて確実に進んでゆく」等と記されていた(AG891017)。

(3) FIDL第3回大会 90年1月27日、FIDLはオルセイ大学での第3回大会にミッテラン大統領を招待した。高校生の意見・質問に大統領が応答する機会が設定された。その結果、大統領は高校と大学の状況が「許容し難く」「不正義と不平等」の根源であると判断した。大統領は、「非常な強靱さ」と「勇氣」をもって学校改革を企図しているジョスパン文相に対する大きな信頼を表現した(DF901074100)。90年秋の高校生運動が掲げた諸要求と政府の対応の構図はこの大会での、次に特徴的に現れている発言・応答に見ることができよう。

①パリのアンリ・カトル高校の生徒は、FIDLがSOS-Racismeと協同で組織した人種差別反対の教育週間の時、アパルトヘイトに関する映画と討論を組織しようとしたが管理責任者に拒否された、ベルリンの壁崩壊の際にも高校生がその意味について討論するため集会を組織しようとしたが会場を貸すことを拒否されたと述べ、集会、討論、掲示、新聞等の編集の権利、『生徒に声がなければ、高校に未来はない』という自分達の標語の正当性を主張した。大統領は、基本的にこの生徒の主張に賛成である旨、問題は第一時的には校長や教員の責任・権限の問題である旨を述べ、「(頑迷な対応を許さないような)きちっとした精神の法文を定めて適用する必要があると思う。この場合、国の当局者は情報を与えられていることが必要であり、それをしてくれたのはあなた方だ。」と応えた(DF907003305)。②大統領は、教育基本法で認められた生徒代表評議会を実現するための施行政令の必要性を述べた(DF907003313)。③ナントの高校生は近くのポルニックPornicの高校の例として、420人予定の高校に620人の生徒が収容されている、300人の生徒が半時間で昼食をとらねばならない、高校生と教育行政責任者との間のコミュニケーションが不足である、「自分達の言い分を聞いてもらうためにもっとストライキをする必要があると考えている」等と述べた(DF907003314)。④アヴィニヨンの高校生は、自分達の高校でその月の17、18日に高校生のゼネストune grève générale des lycéensを行なった、2千人以上の高校生がアヴィニヨンの通りに集まった、ストの原因は大学区事務局が90-91学年度のクラスの生徒数過剰、選択授業の減少、一時間の授業にしゃべるのは1分半となる言語時間の生徒数過剰、係員の職の廃止、スポーツの時間の削除、スポーツのクラスの男女混合制も有り得るような通告をしたこと等だと述べた(DF907003325)。⑤ムラン Melunの高校生は厚生教育会館 foyers socio-éducatifsについて、自分達の会館のテーブルは大部分が3本しか脚がなく上には何も置けない、自分達は毎年80フランの会費を払い同じ高校に3年いるけれども少しも改善されていないなどと訴えた(DF907003327)。

## II 高校生運動の経過—1990年10月・11月—<sup>67</sup>

( [ ] 内の数字は日付)

9月【2,8】サルトSarthe県ル・マンLe Mansの高校生、数学教師の不足に対して3000人のデ

モ<sup>(7)</sup>。10月【3】ル・マンの高校生2日目のデモ。千人以上の高校生が午前中大学区の視学官に会った後、ル・マンの通りを静かにデモ。市の高校の条件の改善を要求。200人ぐらいが県庁で知事官房に会った。4日は、5つの高校、2つの職業高校から生徒7800人が集まって苦情ノートを生徒の市長、県知事、大学区視学官、文部省に提出する予定。SNESの教員は連帯を表明(以上AG901003)。高校生は教員増、学級生徒数減、設備の整備を要求(AG901015)。

【5】サルト県のフレッシュFlescheで、教員増員を要求して1200人ほどの高校生が4日と同様に授業を欠席して静かに「教師なしでバカロレアなし」と調子をとって唱いながら街の中央でデモ。当局に苦情ノートを提出した後、一時的にはストを中止したが、「土曜日に又デモをする、親も教員も参加するに違いない」と訴えた(AG901005)。

【11】前月27日、15歳の女子生徒がSaint-Ouen(Seine-St. Denis)の高校でその高校生複数及び部外者にトイレで暴行され(そうになった)たことがこの日、明らかにされる。同校では「しばしば生徒のうちのある者が校内でゆすりの対象者に目をつけておき、外で部外の共犯者に知らせる」という。Saint-DenisのPaul Eluard高校(生徒数2400)では部外者が授業中に入ってきて授業を混乱させた。Argenteuil(Val d'Oise)のGeorges Braque高校で朝、管理人室に催涙ガスが投げ込まれた(以上AG901011)。Saint-Ouenの高校では、殆ど全教員が12日迄ストに入った。Paul Eluard高校では、現存3人の生徒管理員 surveillantを6人増員せよと教員が業務停止を遂行した。Georges Braque高校で教員が無期限のストに入り、生徒と部外者を弁別するため生徒管理員3人増を要求(以上AG901014)。

【12】朝、サン・ドゥニの福祉居住地域の職業高校で放火が行なわれた(AG901014)。捕えられた容疑者3人はその学校の生徒で「学校に帰らなくてもよくなると思った」等と言った(AG901015)。この学校は社会的に恵まれない生徒多数を収容、大部分が外国出身で8学級、生徒数170(AG901014)。

【13】朝2時頃Collège Joliot-Curie d'Argenteuil(Val d'oise)で放火、900人の生徒のノートが焼失。Bondy(Seine-Saint-Denis)のJean Renoir高校の物理学の教員が、授業中に元生徒の17歳の少年に呼び止められ襲われた。この学校の教員150人は生徒管理員増を要求して15日から2日間の業務停止を遂行(以上、AG901015)。

【15】ロカール首相、生徒管理員の不足を遺憾と表明。クレティユ大学区のSNES、SNLC、CN GA等の教員組合組織が様々に、生徒管理員の増、教員増、不遇地域の改善等の要求を表明。セーヌ・サン・ドゥニのFCPEも、省当局が生徒管理員の定員増、学校管理職員の強化、正規教員による実習生教員の交替、学級生徒数の減少の措置をとるべき事を指摘(以上AG901015)。

15、16日、パリで高校生のデモ、老朽化と校内での不安全に対して、生徒管理員と教員の人員補充の定員増を要求。

【16】SNES、高校暴力事件問題に関する立場と要求を表明:高校暴力事件は政府の教育人員配置減少政策と直結した学校生活の低級化の証明だ。74年以来5000の生徒管理員の定員が削減された。3年前は生徒100人に1人の生徒管理員がいたが今は300人に1人。この数年で数千の学校管理職員、事務職員の定員削減が行なわれた。職員の定数増。91年予算増加。学校生活条件の改善施策及び青少年の市民性教育の開発施策の決定、職員及び財産の安全保障及び職員の職務遂行上の損害補償の規定の制定を要求する、等(AG901016)。

【17】パリ郊外の高校生のデモ、学校内での安全、生徒管理員、教員、施設維持職員の補充を要求(D F905007091)。

【18】Sablé-sur-Sartheで高校生のデモ、スト。Torcy Crosの学校街のColbert de Torcy高校とCharles Clos職業高校の生徒約1700人の半分が、18日、生徒管理員の不足に抗議してスト。500人の寮生は、生徒管理員によるもっと多くの課外活動と遠足ができるよう要求。警官によると彼らのある者は、学生食堂の食事の改善を要求、行き過ぎと思われる

退学処分抗議した(AG901018)。【20】土曜 バリでFEN所属の6組合(SNES、SNEP物理学教育、SNE-Sup高等教育、SNETAP農業教育、SNCS研究者、SNPDEN師範学校)の呼びかけで91年度国民教育予算の増額を要求する教員5000人のデモ。中心はSNES。特に翌年からの物理学、化学の第6年級(日本の中学1年相当)の廃止に反対。学級生徒数の過剰、補助教員のパートの状態、設備の不足、SNESによれば欠乏を管理するとは考えられない高校設備更新計画に抗議。予告されていた高校生の参加は皆無(AG901020)。【22】バリで高校生のデモ。文相、地方協議組織の設置を声明。【23】バリで高校生のデモ。デモの終わりに文相、代表団と会見、生徒側は納得せず翌日のデモの呼びかけを維持(DF905007466)。【24】バリ及び地方で高校生のデモ。生徒の代表団、議会のグループに面接される。【25】地方で高校生のデモ。文相、100の生徒管理職の職の設置を声明。FIDL、SNESは措置は不十分と抗議。【26】バリ及び地方でデモ。ロカル首相、高校生の代表団の一つを面接。首相と文相、管理職員の職1000の創設を声明。同日、SNESとSGEN(Syndicat général de l'éducation nationale)、満足する。FEN、高校生を支持する声明。【27】首相、高校生の代表団を面接し1000の管理職、事務職の増設を告げるが、高校生は満足せず11月12日の議会での教育予算の討論まで動員を続けることを望む(DF905007490)。【30】「高校生全国連絡会」la Coordination nationale lycéenne及び「高校・職業高校連絡会」la Coordination des lycées et lycées professionnels、11月5日と12日のバリ及び郊外での別個の2つのデモを呼びかける(DF905007365)。11月【3】SNE SUP(syndicat national de l'enseignement supérieur)とFCPE、高校生運動に支持を与える。【5】文相、フランス・インターに対して、高校生は全国的枠組みにも学校の枠組みにおいても決着をつけるためにその要求を明確に定めるべきであり対話をすべきであると訴える。二つの高校生連絡会の呼びかけでバリ及び地方でデモ。バリで「破壊屋」に挑発された事件。【6】バイヨウUDF国会議員及びジップRPR書記長、高校に関する共同記者会見:学校の現場明細書を作る必要、一定数の公営企業の民営化により資金運営される緊急計画の実施、分権化により教育制度を柔軟化すること。ロングPR書記長、教育制度の分権化を弁論する。【7】文相、国民議会で教育制度の未来のために円卓会議の組織化を声明。同日、ジスカール・デスタンUDF党首、クレルモン・フェランでの記者会見で「高校建設と近代化のための大型国債」を提案。【12】「教育のための全国行進」"marché nationale pour l'éducation"、多数の高校生を結集。バリで20万人(警察発表8万)、地方で20万人(DF905008175)。FEN、SGEN-CFDT、SNES、FCPEも参加。破壊屋に挑発された事件。バリ警察庁長官、ルモンド・インタビューでデモの重大性により状況は統制困難であったと述べる。FNがデモは移民出身の破壊屋に資金を受けていた、政府は機動隊を動かすのを妨げたと反論。午後ジョスパン首相代理、首相官邸で高校生連絡会代表20人と会合、高校における人的物的手段を増進し学校生活・学習条件を改善するための緊急計画 plan d'urgenceを決定したと告げる。その後、大統領、エリゼ宮で高校生代表と会合、「高校における民主主義のための全ての要求は受容できる」「新しい財政負担を伴う全ての要求は議論の価値があり、できる限り早く高校生と合意すべきである」と表明(AG891112)。【14】ジョスパン文相、ロカル首相、ベレゴヴォワ経済大蔵大臣を含む省際委員会会議、緊急計画のための国家財政を検討。総額45億フランの4種類の措置を採択:①40億フランのリセ設備更新基金、②総額5億フランの高校生の生活にあてられる「協議」のための予算crédits、③教員採用のための多年度計画の作成、④高校における生徒の日常生活の改善のための諸措置(高校生の権利と義務、高校における活動の改善、高校生カードcarte de

lycéenの創設)。FIDLは夕方、声明で15日朝の政府交渉の際の提案を決定。交渉の様子は、水曜の晩11時から機能するミニテル minitelによってリアルタイムで高校生が知ることができるようにした。JCは、金曜日に呼びかける示威行動は国民議会トロカデロ広場でのシット・インであると述べた(AG901114、パリ)。【15】高校に関する全国教育総視学官報告書(90年7月文相に提出済)が公刊され高校生数が5年間で(同年齢層の?-引用者)30%から50%へ増加、高校の地理的社会的な不平等、施設及び設備の老朽化と使用不適、寄宿舎の不衛生と不安全、時間割の過重、等を指摘。【15、16】授業人員配置、設備の改善、生徒の権利の拡大に関する高校生と政府との交渉。15日は朝10時から。16日は午後4時から。【16】14日の省際会議の提案の要点に共同責任を負う一連の措置が発表される:91年度に2億フランをあてて高校厚生基金 fonds social lycéenの創設、実習中の生徒の厚生保護protection sociale des élèves en stage等。文相、高校問題に関する「緊急計画官」Madame plan d'urgenceにウィーナー Celine Wiener女史を任命(AG901116、パリ17日)。パリと地方で高校生による座りこみの組織。再び不審尋問の結果パリで事件。【22】首相、緊急計画に関してFCPE会長マイユと応接。同氏、この財政支出の完遂を要求。【23】首相、ユイPEEP(la Fédération des parents d'élèves de l'enseignement public)会長と応接。同氏は「とられた措置は不十分」と批判。全国教育課程評議会 CNP (le Conseil national des programmes)、文相に「高校の発展」に関する報告書を提出(DF911025500)。【26】ウィーナー女史、高校生全国連絡会及び高校・職業高校連絡会代表と会う。【27】首相、地域圏会議の議長達と緊急計画に関して会議。

### Ⅲ 高校生の要求、政府の対応、交渉、施策

#### (一) 高校生代表との交渉以前

(1) 10月下旬頃まで 高校における暴力問題発生当初、政府・文部大臣及び与党社会党の対応は消極的であった。文相は、10月17日議会で、高校での暴力事件を過小視してはいけないが一般化する事にも注意すべきだと答え、共産党議員の質問に「フランスには、1万の高校と中学があるが、状況はすばらしい」と言い、雇用と生徒管理員の増員に関しては、「この2年間で3万6千の雇用を創設した。このうち500は生徒管理員である、それに対して1986-88年間にはどれほどの雇用の廃止があったか。」と述べた(AG901017)。大統領は、10月24日、閣議で高校の建設と維持は地域圏の責任であることを喚起した。同閣議後の記者会見で文相は、大学の施設建設に関する前年1月の追加建設は、新学期から実施されただけでなく25万㎡と予定建設面積20万㎡を超えたことを強調、又、大学への登録は89年よりも3万人近く増えたと断言した(AG901024)。同24日の議会で、首相は別の共産党議員に答えて、高校改善の分野での政府の努力と実績を指摘した。その要点は、10年前、25万人の若者が何の資格もなしに学校を去った。今は10万人だけである。25歳未満の失業率は、87年男子17%から90年、12%。女子28%から22%と低減し事態は良くなっている。この3年間で教育予算は500億フラン(25%)増加した、というものであった。文相は質問に答えて、生徒管理員の抑制は71年から始まった。貴方がた(RPR)は、2つの予算で900の非教員職を廃止したが、同じ2回の予算で我々は12500の教員職と650の生徒管理員を含む1110の非教員職を設置した、等と応えた(以上AG901024)。フランソワ社会党教育問題全国書記は10月25日、前政府の緊縮政策の2年間で1922の非教員職が廃止され、1500の教員職が設置された。それに対して88年以後、19110の非教員職(500の生徒管理員

を含む)、21000の教員職を設置した、等と社会党政府の施策を示した(AG901025)。

しかし、前記のように、10月23日の文相と高校生代表との会見、25日の生徒管理員定員100増の発表、26日の首相の高校生代表との会見、首相と文相の管理職員1000の定員増設の声明、それにもかかわらず高校生側の11月12日の議会で教育予算の討論まで動員意思表示と事態は展開した。この経過の中で首相や文相は、高校生連絡会代表を正規の交渉相手として認め高校生を要求を明確に把握し、一定程度それに応えることによって事態の収束を図ったと見られる。こうして次の文相の教育予算案説明及び首相声明が行なわれることとなった。

(2) 1991年教育財政に関するジョスバン文相の声明(概要)(90年11月5日、国民議会。12月5日、元老院。) 91年国家教育予算の提出(2470億フラン)及びその目標:生徒及び学生の受け入れ(教員及びATOS文部省所属管理・技術・用務・事務・保健職員の採用の創設、生活保障、学校間不平等の減少、大学のための補充面積の建設);教育の適正化及び適応化(進路指導の改善、訓練と活動部門との適合化、研究者教員の採用、優先的教育地域ZEPの再推進による不平等に対する闘い、高校のための措置、職員の養成、予算の総合化);教員の職業の再評価(財政措置、予定採用及び大学附置教員養成所IUFM);大学網の拡大と組織化(大学区による地域圏図式に基づく91年-95年大学開発計画、複数地域圏及び欧州拠点の網状設置計画)。高校生のデモに関して、予算検討の日の先送りの理由説明、協議の組織化のための措置の喚起(生徒代表評議会の設置、高校生活委員会、社会環境委員会)及び財源強化(100の生徒管理員、1000のATOS員の設置、3000の連帯雇用契約及び6000の教育手当受給者の開始)。(DF913009300)

(3) 高校生及び高校のための措置に関する首相声明(90年11月14日)<sup>(8)</sup> 「①高校設備更新基金 fonds de rénovation des lycéesを創設する。…20億フランを低利貸付金 prêts bonifiés、20億フランを予算 crédits budgétairesに充てる。…総額5億フランの予算 créditsは支出を認めた。その使用は協議に従うが、高校生生活のための様々な基金に充てられることが認められなければならない。そのうち、②校外活動の指導者に報いるため及び③授業の改善を賄うために、一定額は直接高校生によって運用される。高校及び職業高校において④資料・情報センター(CDI)を完成、強化すること。⑤授業の援助 soutien pédagogiqueを強めること、⑥校内作業場における学業の安全性を改善することも同様に認められねばならない。⑦教員採用の多年度計画を作成する。⑧学校内の日常生活を改善し高校生の表現を促進することを認める様々な措置を開始する。その一つとして政令を定めて高校生の権利と義務を定めることを認める。⑨各大学区で高校生活評議会を設置する。この評議会は、教育支出の配分の透明性を確保するのに寄与する。⑩厚生教育会館の運営規則を改善し、高校生カードを設ける。…⑪決定の前に十分な協議を行なう条件のもとに教育課程全国評議会の提案を11月の終わりまでに検討する。教育課程、学校教育リズム、授業方法、生徒の学習組織をこの協議の中心にする。⑫文部大臣は分権化の諸措置の総括を行ない、以上の方向で努力する。」

## (二) 高校生連絡会と文部大臣との交渉(11月15日・16日)

90年11月12日、首相代理ジョスバン氏との会合及び大統領との会合に呼ばれ同月15・16日、ジョスバン文相との交渉の席に呼ばれた高校生代表は、FIDLに近い「高校生全国連絡会」とJCに近い「高校・職業高校連絡会」であった。1日目は両連絡会代表各10人計20人、2日目は更に6人の参加が認められた。他にも交渉参加を求める連絡会があったが認められなかった<sup>(9)</sup>。

(1) 両高校生連絡会の要求事項 AFPによれば、FIDLが14日夕方の声明で明確

にした翌15日朝の政府交渉に際する提案は、次の3つの領域にわたるものであった。①予算枠の強化、特に高校生活、学級教職員配置増*déploiement des classes*、厚生教育会館等のための特別基金、高校におけるお金の使い方をコントロールするための提案。②高校生の権利。③授業の改革及び教育内容に関する討論の日程を定めること。(AG901114、パリ)

翌15日の同詳報によれば次のようであった。①緊急計画及び財政計画を同時に要求する。1年間の緊急計画は、全てのプレハブ建築の建替、高校毎の自習室、図書室、医務室の設置、安全基準の遵守、特に技術的な設備の現代化、生徒管理員、学校管理職員及び教員の雇用を含む。財政計画は、学級生徒数を漸進的に25人に下げることが可能にし、教員定員を4万増やし高校生受け入れ可能数を15%増やすものであるべきだ。②掲示、印刷物、集会、結社、表現の自由を保障するストライキ*grève*等の権利を要求する。校長の主権でない、自分達で選んだ議題で自由に集まることができる生徒代表評議会の本当の権限をも要求する。高校生によって主催され、アニメーション、討論、遠足、文化活動を保障する手段を備えた厚生教育会館が到る所にあるよう要求する。③カリキュラムの重負担と学業リズムの過重は不満である。第一の関心事項として教育課程全国評議会CNPに参加することを要求する。(AG901115。○番号は引用者)

AFPによれば、以上の要求は上記2つの連絡会が各々作成した基本方針に共通であり、重点の違いとして高校生全国連絡会は高校・職業高校連絡会よりも高校生の権利を強調した。対して、後者は物的条件とりわけ技術高校における物的条件及び「学級の規準に基づく進路選抜の現象」*les phénomènes d'orientation-sélection sur critères de classe*や前者が挙げなかった事項、すなわち、教科書*manuels*、設備備品*fournitures*、職業高校で必要な材料の無償を含む高校の教育の完全な無償及び大学の第一課程の無償を強く主張した。FIDLは、15日夕方、必要額は80億フラン、うち30億は地域圏にゆくべきだと算定した。JC系連絡会は、算定するのは自分達ではないとしつつも、湾岸危機のため支出された100億フランや過剰核軍備の500億フラン等に言及して、財源を見つけうることを繰り返し指摘した。(以上AG同前)

(2) 文部大臣と高校生連絡会の交渉とその結果 第1日目 AFPによれば、第1日目、両連絡会は、文相との協議で学校の設備更新、支出の公明性、高校生の権利などを獲得したが、まだ不充分だと判断した。文相は第一段階は建設的だったとみなした。前進は、予定の四題目の内、①高校の設備更新と学校における物的条件の改善、②高校生活と高校生の権利で、実現した。③より微妙な高校における人員配置*encadrement*とアニメーション*animation*の問題については討論は一時足踏みした。④第4の問題、授業の改善は触れられなかった。

高校生側の要求に応じて文相は次のように明言した。①財政管理の公明性の希望に応じては、国レベルで政府が認める40億フランの緊急計画の責任者：「緊急計画官」*Monsieur plan d'urgence*を近く任命する。又、大学区毎に、高校生活評議会と生徒代表評議会を仲介して高校生と連絡をとって行動する責任者を近く任命する。②40億充てられた「高校更新基金」に関しては、最重視するのは、プレハブの廃止、自習室及び資料・情報センターの新設、建物及び作業場の安全基準への適合化、寄宿舎の更新であり、全て職業高校を優先する。③国の看護婦 *infirmières d'Etat*の採用をする。④高校生の権利に関しては、準備中の政令で高校生に、責任者が成年という条件での結社の権利、学校共同体の尊重のもとでの文書配布の権利、授業時間外の集会の権利、掲示の権利を認める。⑤生徒代表評議会については、高校生側の希望に反して、教育基本法の規定どおり校長が主宰することとするが、高校生の副議長を認める。⑥各学校は高校生の生活改善のため3万フランの割当金を受ける(総額7000万フラン)。貸付金

が生徒代議員育成のため認められる。⑦厚生教育会館を発展・改称して、成年の生徒が主催する「高校生の家」とする。⑧学生カード類似の「高校生カード」を創る。

高校生連絡会の代表は、高校生の権利に関する決定については満足し、学校でそれらの権利が適用される保障を求めた。特にFIDLは、「期待できなかったほどの大きな勝利である」とし、「これは、高校生運動が始まるずっと前から、FIDLの創設以来何年も私たちが特に求めてきた要求である。この表現の権利の承認を決定的に公式化する政令が直ちに公布されるよう希望すると述べた。他面、職業高校の機械の維持のための補充費1億フランは、連絡会によって少なすぎる、古くなった機械の91年新学年に向けての入れ替えをすべきである、45億フランは教師と建物の不足を充たすには不十分である、これへの対応の責任は高校生の総会で決められるに委せる、翌日以降「シット・イン」の行動を遂行することを呼びかける、などとした。

協議は、翌日金曜日(16日)午後3時に再開されることになった。(以上、AG901115)

第2日目(11月16日) 文相と高校生連絡会との交渉は、夜11時過ぎ、「合意の確認書もなく、しかし、全体としての決裂もなく」、終わった(AG901116、17日パリ発)。

文相は、交渉の後、全ての点で合意に達しなかったとしても、高校生と交渉をもち、先例のない一連の措置を共に作成することができたことの重要性を強調し、「責任の時代が彼らに開かれた。彼らは真実、教育制度についての交渉相手になる」と明言した。文相は前日の①高校の設備更新45億フラン、②高校生の表現の権利の承認に次いで、この交渉を通じて次の措置の決定を加えたと述べた。③人員配置encadrement、④高校の課外活動の条件改善、⑤volet social(社会保障保険ないしその証明書か?-北川)の改善、⑥教育課程全国評議会及びその高校授業組織改善提案に関する協議への高校生の参加の承認(○番号は北川)。

上記③～⑤は具体的には次の諸措置であった。○優先的教育地域ZEPにおける職業高校で91新学年から学級生徒数25人へ学級生徒数を低減する。普通教育及び技術教育高校における30人への低減を複数年で遂行する。○次の9月から職業高校においてdocumentaristes資料職員定員増415。○次の新学年に一級教育相談員160、副校長25の定員増。○教員の採用に関する5年間の予定の計画化。○学校時間外の文化活動の課外指導者animateursに報酬を支払うために学校に応じて5000万フラン。○高校生の生活保護の貸付金(現在は20億フラン)の増額1億400万フラン。○91年から各学校における高校厚生基金の創設。そして翌年から2億フランの充当。これは高校生自身が自分達で協同管理し種類又は性質に応じて直接に又は間接にそれを必要とする高校生に配分される。

両高校生連絡会は、前進はあったが不十分であったことを強調した。彼らは12日に既に報じられた緊急計画の45億フラン以上に基本的には獲得できなかったことを遺憾とした。両連絡会の責任者は、交渉後、どちらもパリで高校生の集会を行なうことを呼びかけると述べた。「私たちは高校生を代表し、彼らの要求を守ってきた。今は高校生が彼らにもたらされた回答が充分なものかどうかを見、続行か否かを決定する時だ。だから日曜日に会合し、それから19日の月曜に彼らの決定の実施をする」という考えに立つものであった。(以上AG同前)

特に高校・職業高校連絡会の高校生には不満が強く、彼らの中では交渉の翌日、次のような意見があった。「大臣は高校生の権利のような少しも金のかからないことでは譲歩したが、残りのことに関して金を出さなかった。1学級25人に関しても奨学金の倍増に関して、教科書と学習必需品と交通費に関して」、「彼は、緊急計画のために表明された45億フランにとどまっている。交渉は前進を可能にしなかった。交渉は何の役に立ったのか」(AG901118)。

### (三) 交渉に基づく施策の確認・実施等

交渉に基づく措置・そのための施策等のうち特徴的なものを示せば、以下のようである。

(1) 高校設備更新基金実施の措置 首相は90年11月27日、地域圏の長達を招いて両者の協同の条件を検討し、政府と地域圏の長は高校設備更新基金の40億フランのうち20億フランを政府から地域圏への直接補助金、20億フランを優遇利率の地域圏の借入金とする事、特に職業高校のために4つの優先事項、即ち、衛生と安全、仮建築の置き換え、授業及び厚生文化活動のための部屋の再建築と整備、寄宿舎の改築を同計画の中心とする事に合意した<sup>(10)</sup>。

(2) 交渉合意事項の措置に関する確認会談 同年12月21日、ウィーナー緊急計画官は約束した措置の総括を示すため、交渉時の元高校生全国連絡会代表2人、元高校・職業高校連絡会代表1人と会見した。会見後、女史は「非常に良く行なわれた」と言い、高校生達も事は良く進んでいると思えると表明した。女史は、高校生代表と高校生の権利、社会保障、課外活動の基金、設備更新計画など全てを検討した、予算は当日か数日のうちに公式に大学区に割り当てられる、と述べた。会談は大学区毎に設置されたばかりの高校生活評議会 Conseil de la vie lycéenne(同年11月2日通達90-293号により大学区長が最大40人の委員を任命、うち半数は高校生)にも及んだ。高校生代表は、パリとヴェルサイユで高校生達によって生徒代表評議会で選ばれた正当な代表と異なる者が委員に選ばれたと苦情を述べた(AG901221)。

(3) 技術教育学校及び職業教育学校の安全に関する閣議決定(91年1月9日) 「技術教育学校及び職業教育学校における事故の数は、生徒数の著しい増加にも拘らず88年の約900件から89年の約800件へと変化しているとはいえ余りに重大である。目標は、作業場における学習の際の生徒の安全を改善すること、学業の事故を防止して生徒の教育訓練を保障することにある。①雇用に関する第3次計画に関する91年1月3日の法律によって、衛生と安全に関する労働法の諸条項は今後、技術教育学校及び職業教育学校において適用される。労働監督官は近く定められる様式に従ってそれに関与する。高等学校の中に衛生及び安全委員会が設置されることとなる。企業で実習をしている生徒の保障金の償還比率を強化するために必要な法規の改正を検討中である。②高等学校に対する緊急計画を考慮して、国と地域圏の協同の努力により90年及び91年に1億3千万フランが作業場の設備の改善のために支出される。主要な資金は設備の近代化に捧げられる。特に企業と地方団体の協力を援助して、機械の更新を促進するため、設備設置の優先順位に関する法律案が91年の第1会期に提出される。<sup>(11)</sup>」

(4) 生徒の権利と義務の法的改善 高校生の権利の保障は、「フランス公立中等学校の生徒の権利と義務に関する政令」(1991年2月18日公布政令91-173号)によって具体化された。同政令décretは、「フランス公立中等学校の管理組織及び財政組織に関する政令」(1985年8月30日政令85-924号)及び「高等学校、中学校、特殊教育学校における懲戒手続きに関する政令」(1985年12月18日政令85-1348号)の一部改正をした<sup>(12)</sup>。同政令による中等学校の生徒の権利と義務の改正の要点は次のとおりである。①生徒の表現の自由の原則的保障を明確にした。②高校においては校長は掲示板及び必要ならば建物を生徒代議員等が使用できるようにするとした。③学内における刊行物の配布を自由とした。④生徒代議員が生徒の意見・提案を校長・管理評議会に表明する権利を明記した。⑤政治的又は宗教的な目的・活動のものを除いて高校生の結社の自由を原則として認めた。⑥生徒代議員による集会及び高校において認められた団体による生徒の情報のための集会は授業を妨げない限り自由とした。⑦

管理評議会の同意事項として学校内でのスポーツ団体の活動計画を明記した。⑧懲戒処分は他のあらゆる教育的措置が不可能な場合に限ること、内規に定められていない懲戒処分は為し得ないことを明確にした。⑨生徒の勤勉の義務を、科目の履修、勉学の遂行、テスト・健康診断を受けること等と定めた。⑩人、財産に対する攻撃が懲戒の対象となることを明確にした。

### おわりに

(1) 高校生運動と高校生代表の政府・文相の交渉とは、叙上のように、学校における中等学校生徒・特に高校生の市民的権利の法規による承認と施設設備の改善や教職員配置その他の教育財政支出を伴う高等学校教育の改善・改革とをもたらした。

(2) 高校生の運動が要求した教育諸条件の改善と学校における市民的権利の保障という内容は正当なものであるため、いくつかの有力な教職員団体・公教育父母団体の支持・支援をも得たのであり、運動の進め方も概して民主社会の規範に沿ったものであったと言える。(既存の学校秩序・法規を超えたストライキgrèveの形態は結果的には課題に見合うものとして社会的に容認されたのだと思われる)。又、フランス社会党政権は、高校生の要求・運動を教育改革の基本的な力として認め、取り込んでゆく方向をとった。特にFIDLに対しては早くからジョスパン文相、ミッテラン大統領ともその育成を重視して行動してきた。そこに政権の青年層への支持基盤の拡大という思惑も散見されるが、高校生運動への対応は、生徒の主体性を認めその組織的代表を交渉の相手方として処遇するという方法で行なわれた。子どもの権利条約の精神に沿った「権利行使の主体」としての高校生の運動とその精神に沿って子どもを遇するという政府の対応が、1990年のフランスにおいては(1)のような結果を生じたと考えられ、日本においても今後検討・参考するべき事柄と思われる。

(3) 「教育権」に関して言えば、フランスの高校生運動は、教育を受ける立場にある生徒が教育の在り方を左右する意思・能力をもっていること・社会発展に必ず教育制度・条件を整備するために時にはそれが不可欠でさえあることを示したものであり、子どもないしは生徒の「教育権」を論ずることの意義の重要性を示している。特に、この運動・交渉を経て、高校生がsystème éducatif(教育制度ないし学校制度)の正当な発言権のある当事者として公認されたことに留意しておきたい。その後、同国では92年2月9日の政令によって高校生等の代表3人が国の諮問機関である教育高等評議会CSEに参加する制度が実現した<sup>(13)</sup>。又、高校生運動との交渉のなかで文相は教育課程改革の審議にも高校生の参加を求める旨を表明した。教育の内容・方法の改善・改革についての生徒の要求提起や参加は、上記の高校生運動の中でも教育の物的・人的条件や権利の問題ほどの現れを見せず、そのため本稿でも叙述を略したところである。新しい制度と措置のもとで、この面での高校生の要求やその提起、参加がどのように拡大・発展してゆくのか、今後の事態の推移に注目したい。

(4) 運動の中での高校生達の権利の自覚とその組織化の発展、その要因としての生徒相互の交流、教員組織、父母組織の支援、行政機関との交渉等の分析は、今後の研究課題としたい。

### 註

(1) MOUVEMENT LYCÉENS 又は MOUVEMENT DES LYCÉENS と表現されている。なお、3年の課程の lycée と2年課程の lycée professionnel との生徒の運動をまとめて言っている。本稿の「高校生」も、特に区別される場合以外、両校生徒を指す。

(2) 「教育の自由と国民権」上、中、下・大手前

女子短大『研究収録』第4-6号・80、83、86年。引用は「公教育の危機と親の教育権」・同誌第8号・88年。

(3) DF871141600:Chronologie du 21 au 22 Mars 1987,AG870515,AG870318。本稿の資料の大部分は、Agence France-Presse(AFP)の通信記事に基づいて作成されたデータベースであるAGRA、及び、公的機関であるDirection de la Documentation Françaiseによって作成されたDocumentation Française(Doc.Fran)に基づくデータベースLOGOSによっている。両データはフランスのTELESYSTEMES社によってコンピュータ通信システムQestelを通じて提供されている。AGRAに記録されるAFPのデータは一般的ニュース全般で1日当たり約450件、各件毎にTitleがついているが語数が多く、リセや教育改革に関する件数は限られており記事事件の日付Dateで検索できる。本稿では、例えば、AGRAによるAFPの1987年5月15日の事件にかんする記事を上記のようにAG870515で示すことにする。LOGOSのDOC.FRANの記事には例えばNO:871141600のように番号がついており、これにより検索可能である。本稿ではこれを上記の例DF871141600のように示す。なお、両記事については上記の外に発信地名、発信日等を必要に応じて示す。

(4) 既にこの時、①勉学の条件 conditions de travail (過剰生徒数 sureffectifs) ②集団生活 vie collective (厚生文化会館活動 animation des foyers socio-culturels) ③民主主義 démocratie (高校生の権利 droits des lycéens)の3つが、高校生運動が1987年9月からの新学期に動員をもって当面するであろう諸課題である、とAFP同通信は報じていた。

(5) 90年10月現在。(AG901017)

(6) この節の資料源は特記以外は DOC.FRANの次の記事による。① NO:901284400 Chronologie du 15 au 26 Octobre 1990、②NO:911010800 Chronologie du 3 au 16 Novembre、③NO:911017200 Chronologie du 12 au 27 Novembre。

(7) 久田光政・91年全国私学夏期研究集会報告

『第10期高校生フェスティバル活動報告』25頁。

(8) Communiqué des services du Premier ministre, en date du 14 novembre 1990, sur les mesures prises en faveur des lycéens et des lycées (DF902032400)から抄訳。①、②等の番号、「…」の省略は筆者による。

(9) 地方各地及びパリに多数の連絡会が作られ、両連絡会の「政治性」等に反発して第3の「独立」な又は「非政治的」な全国連絡会を結成して政府との交渉権を得ようとする試みも幾つかあったが成功はしなかった。紙幅の都合で割愛する。

(10) Communiqué des services du Premier ministre, date;27.11.1990, sur le fonds de rénovation des lycées (DF902033500)、要約。

(11) La Sécurité dans les établissements d'enseignement technique et professionnel, Conseil des ministres du 09 Janvier 1990 (DF916000800)、抄。年号は1991を誤記している。

(12) 政令91-173号はBO (BULLETIN OFFICIEL DU MINISTÈRE DE L'ÉDUCATION NATIONALE) N° 9-28 février 1991 所収。以下に本文の○番号に対応させて改正法条文項を示す。(＃)印以外は、政令85-924号に対する改正であり、条文番号は改正後のこの政令のものである。又「書換」と示す以外は新しい条文の追加である。条文番号の後の[ ]内に政令91-173号の条文番号を示す。なお、フランスの追加条文番号は、例えば、日本の「第3条の2」にあたるのが「第3条-1」となる。①第3条-1[第1条]、②第8条-1[第3条]、③第3条-4[第1条]、④第18条-1[第5条]、⑤第3条-2[第1条]、⑥第3条-3[第1条]、⑦第16条6)b)[第4条、書換]、⑧第8条2)e)第3文[第2条]、及び、(＃)政令85-1348号第1条第3項に追加[第6条]、⑨第3条-5[第8条]、⑩(＃)政令85-1348号第1条第4項への追加[第7条]

(13) Décret n°92-128 du février 1992 (BO N°7-13 février 1992 所載)による改正。各大学区の高校生生活評議会生徒代議員の代表の互選でCSE (Conseil Supérieur de l'Éducation)への代表3人を選ぶ。

— 1992年6月24日 —

フランス教育学会紀要 第4号

発行日 1992年9月1日  
発行人 フランス教育学会  
編集人 フランス教育学会紀要編集委員会  
東京都目黒区下目黒6-5-22  
国立教育研究所内 〒153  
☎ (03)3714-0111 (内線205)  
事務局 つくば市天王台1-1-1 〒305  
筑波大学教育学系桑原研究室  
☎ (0298)53-6740,6827

---

印刷所 株式会社 三友社  
東京都千代田区飯田橋3-3-11  
☎ (03)3261-3911 (代)